平成２３年（フ）第３１２８号
大阪市東成区大今里南６丁目11番５―305号
債務者　永石　珠恵（旧姓椿）
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１４３号
大阪市福島区玉川２丁目12―７―103　金子方、住民票上の住所大阪市西淀川区姫里１丁目24番16―605号　伊能方
債務者　竹村　　正
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１５３号
大阪市西成区梅南３丁目８番25号
債務者　堀田晃一郎
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１５７号
大阪府四條畷市岡山東５丁目５番78号
債務者　齋藤千恵子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１６９号
大阪市北区天満４丁目５番15号　永田ハイム305号室
債務者　構　真由美
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２０２号
大阪府吹田市五月が丘南21番12―210号
債務者　藤本　和子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２１０号
大阪市天王寺区舟橋町15番37―905号
債務者　長山未澄こと　呉　　末順
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２２５号
大阪府寝屋川市仁和寺本町５丁目18番29号
債務者　内山　謙一
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５号
広島県世羅郡世羅町大字長田351番地、前住所広島県広島市中区光南１丁目16番20―203号
債務者　ＧｒｏｕｎｄＺｅｒｏこと　戸島　拓也
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第２３号
北海道紋別郡遠軽町大通北11丁目１番地52
債務者　竹田衣理奈
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
北海道紋別郡遠軽町大通北11丁目１番地52
債務者　竹田　竜哉
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
青森県上北郡おいらせ町瓢163番地51
債務者　鈴木　　昭
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第２９号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保１番地93
債務者　尾ケ瀬静江
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第２１号
山形県東田川郡庄内町狩川字薬師堂西63番地
債務者　鶴巻　芳子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第４４号
福島県会津若松市山見町239番地の４　オータスⅢ202号室、前住所福島県会津若松市白虎町105番地の１　メゾンハピネス301号
債務者　髙橋　佳子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第５３７号
埼玉県川口市柳崎５丁目18番８号　サンフラワーカトウ201号、旧住所埼玉県川口市芝富士１丁目27番36―505号
債務者　橋本　良太
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５３８号
埼玉県川口市柳崎５丁目18番８号　サンフラワーカトウ201号、旧住所埼玉県川口市芝富士１丁目27番36―505号
債務者　橋本友喜子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係